

約款案に対する意見

接続料について、初期投資の回収後は、利用料金が安くなる改定を検討していただきたい。

【サイネックス株式会社】

弊社の再意見

TDISの料金額については、5年間の将来原価により算定しているため、今後5年間は特段の事情がない限り料金の変更は行わない考えですが、次回の料金再計算時以降においては、例えば減価償却の終了した資産応分の減価償却費を控除する等、コストの実態に則した適切な見直しを行う考えです。

約款案に対する意見

TDIS導入により番号案内のユーザ料金が高騰化する。

【東 健一】

弊社の再意見

TDIS導入により、番号案内において使用する番号情報の取得方法及びコスト構造に変化が生じますが、弊社の番号案内事業については、今後とも一層の業務の効率化を図ることによってユーザ料金に変動を与えないよう努めていく考えです。

約款案に対する意見

本申請の原価では、NTTが日常実施している筈の加入者異動時の更新の費用が、当然登録事業者の負担の筈、しかもTDISへ登録する以前に既に行われている筈であるにも拘らず、TDISの利用機能として利用料金に算入されている。

(中略)

地域通信事業者の加入者情報管理においては、加入者の異動に係わる情報処理は日常の地域通信事業遂行に必須の業務であり、TDISでは単にその処理結果だけを受取るだけで更新処理が完結する筈である。したがって、更新機能をTDISの異動利用料金として、加入者の異動業務に何の関係をも有しない利用事業者に負担させること、ひいては利用事業者の顧客たるエンドユーザの案内サービス料金に負担を及ぼすことは適当でない。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

TDISのコストとして含まれる更新コストについては、通常の加入者情報管理における更新コストとは異なり、番号情報を提供するために特化したシステムであるTDISにおけるデータ更新コストとなっております。当該コストについては、TDISシステム維持運用管理に不可欠なコストとして、登録・利用の双方にコストを配賦・回収する考えです。

なお、弊社加入者情報管理システムにおける更新コストについてTDISの利用料金に含めている事実はありません。

約款案に対する意見

今回申請の網使用料算定根拠の資料では、内容が希薄で算定の根拠が明確に示されていない。算定の根拠を公開し、その公平性・透明性を確保し、低廉化が図られるべきである。

具体的には、通信事業者として本来必要な加入者情報管理の基本的機能に対する、新たな追加機能部分を明確にした上で、その増分機能の実現に要する資本費用及び設備管理費用等を明示し、その公平適正な分担を再検討されることを要求する。また、システム関連コスト、センター関連コスト及び需要数における個別登録、一括利用、異動利用の数値算出の根拠(異動率、想定事業者数など)の説明を明確に願います。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

今回申請のTDIS網使用料については、接続料規則における将来原価の算定の考えに基づいて算定を実施しており、算定根拠資料には今後5年間の年経費と予測需要数(登録数・利用数)を記載しております。

算定根拠についてご説明すると以下の通りです。

〔原 価〕

- システム関連コスト
ソフトウェア・ハードウェアを含むTDISのサーバ本体を中心としたTDISシステム関連部の設備管理運営費相当額(これをソフトウェアの機能毎に分計して記載)
- センタ関連コスト
TDISデータのエラー補正や登録・抽出の受付業務等を行う事務センタの人件費・物件費等の支出額

〔需 要〕

- 個別登録
弊社におけるこれまでの番号案内・電話帳掲載実績に基づき算定。
- 一括利用
TDIS導入当初の登録データの一括購入、及び電話帳発行用途のような特定時点におけるデータの一括購入を想定。
- 異動利用
個別登録需要をもとに番号案内用途のような絶えずデータの現行化が必要とされる場合のデータ購入を想定。
- 異動率
弊社におけるこれまでの番号案内・電話帳掲載における実績に基づき算定。

なお、具体的な需要数については、これまでの番号案内及び電話帳掲載に係る実績を勘案して算定しております。

約款案に対する意見

TDISシステムとしては、情報収集／分配機能のみをもたせたものであって、システム内で情報の加工は最小限に止める方針を貫いて頂きたい。情報は透過を原則とし、シンプルなシステムとして、運用経費が必要以上にかからないシステム構築と運営を要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

TDISに係る費用は、TDIS登録事業者及びTDIS利用事業者と同一条件で、弊社も負担することになります。従って、弊社が当該費用を低廉なものとするよう努めることは当然であり、その方向で検討し、実現しております。

約款案に対する意見

利用料金の設定に当たっては、利用事業者が番号情報を提供する顧客数(例えば、番号案内サービスに接続可能な加入者及び電話帳配布対象加入者などのクライアント数、あるいはこれとほぼ同様の根拠となり得る前年度の番号案内呼数及び電話帳発行部数など利用事業者が提供するサービスの利用数)に比例する計算方法で算出されるように要求する。このクライアント数による設定は、ソフトウェア、データベースの業界では一般的に行われている方法で、公正競争条件を満たすと考える。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

TDIS料金の算定については、登録・利用ともに電話番号1番号当たりのコストに着目した料金設定としており、コストベースの料金額として合理性があるものと考えております。また、1番号当たりの料金設定は全事業者等に等しく共通のものであることから、公平性の観点からも問題はないものと考えております。

また、クライアント数による料金設定方法については、各事業者等が保有するクライアント等は弊社と直接の契約関係にはなく正確な把握が困難であること及びそのように機能を使用することにより得られる効用をもとに料金を算定する方法は、接続料規則により定められた料金設定の原則に照らして考慮した場合、指定電気通信設備管理運営費の発生の態様を考慮しているとは考えにくく、合理的であるとは言えないことから、接続料金算定の考え方として適切ではないものと考えます。

<参考>

接続料規則 第十四条(接続料設定の原則) 3項

「接続料の体系は、当該接続料に係る指定電気通信設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」

約款案に対する意見

今回の番号情報の単価が7.66円／番号1件当たりであるのに対して、エンジェルDB利用料金の単価は5.49円／1検索である。エンジェルDB利用料金は、検索に係わる付加価値の付いた情報提供の料金であり、TDISの異動情報の場合は単にデータ提供であることを考えると非常に高い。すくなくとも、エンジェルDB利用料レベル以下であることが、TDISデータを利用して案内サービスを行う事業者にとって健全な経営を維持するために必須の条件であると考えます。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

そもそも、公正競争の観点から他事業者に対して原始データたる番号情報の提供を目的としたTDISと、番号案内をすることのみに特化したシステムであるエンジェルDBとは、使用目的・システム構成・運用・需要等に大きな違いがあります。

仮にNTT地域会社の所有するエンジェルDBと同等の正確さをもつ番号案内データベースを他事業者が構築するために、既存のエンジェルDBを利用する場合は、全てのデータについてエンジェルDBを日々検索する工程を繰り返す必要があるのに対して、TDISを利用する場合は、異動データのみを継続的に取得するだけで、エンジェルDBと同等の正確さをもつ独自DBを構築することが可能となります。その結果、エンジェルDBの場合、利用の都度DBにアクセスする必要があったことと比較して、TDISの場合は、利用料金の多寡を左右するデータ取得数の大幅な削減が可能であると考えております。

従いまして、一番号当たりの料金額のみを捉えての単純な比較議論はできないことをご理解頂きたいと考えます。

なお、TDISサービス開始以後も、エンジェルDBの利用は従来どおり可能であり、TDISの使用を強制するものではありません。

約款案に対する意見

「指定電気通信設備の機能変更または追加に関する計画の設定届出書」(西相制第37号平成11年7月15日付き)によると、番号情報DBの概算費用額は5.57億円となっている。今回の申請数値との対応をしてみると今回が随分と高額になっている。

理由と根拠の明確な説明を要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

網機能提供計画届出書における記載事項である「概算費用額」は、平成11年7月15日の届出時点における「届出人が、指定電気通信設備における機能の追加・変更に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる指定電気通信設備の工事の費用の概算額」(電気通信事業法施行規則様式18注記より)を記載したものであり、指定電気通信設備に係る開発着手の200日前における見積もりベースの取得固定資産価額に基づき算定した概算額であること及び概算費用額算定においては原価算定規則(省令)に基づき、算定における比率等の諸数値については平成11年1月22日に郵政大臣に認可を受けた接続約款のもの(平成10年度接続会計ベース)を使用していることをご理解願います。

今回の番号情報データベース(TDIS)の接続約款認可申請にあたり、接続料の算定においては、TDISに係る取得固定資産価額の精査を行っていること、算定における比率等の諸数値は最新のもの(平成13年2月19日認可接続約款)を使用していることと、指定電気通信設備による役務提供に係る運営上の諸費用を計上していることにより、約2年前の算定額と差異が生じているものと考えております。

約款案に対する意見

申請関連資料のTDIS導入後のイメージ図によるとANGELのDBもTDISからの番号情報を利用するようになると記されている。

TDISからの番号情報の利用に伴い、次回の見直し後のANGELへの接続料金は当然現状の接続料金より低減されると理解し、減額を要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

TDIS導入後、ANGELのDBについてはTDISから番号情報を取得するようになります。その際には今回申請しました番号情報データベース利用機能の料金見合いのコストが発生することとなります。

ANGELの接続料金は実績コストに基づき算定しており、TDISからの番号情報の取得に伴うコスト変動分は、それを加味して算定することとなります。

約款案に対する意見

物理的なアクセスポイント(POI)の位置は異なっているにもかかわらず、同額の接続料である。さらに詳しく見ると、第二種通信事業者であるJMSの場合は、接続約款のDSUの端末側となっており、このDSUのコロケーション料金とDSU使用料金を負担することになる。したがって、POIの位置が異なっているにもかかわらず料金額が同一なのは納得がいかない。この料金設定条件は不公平感が強く、不利益を被るので是非とも善処を要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

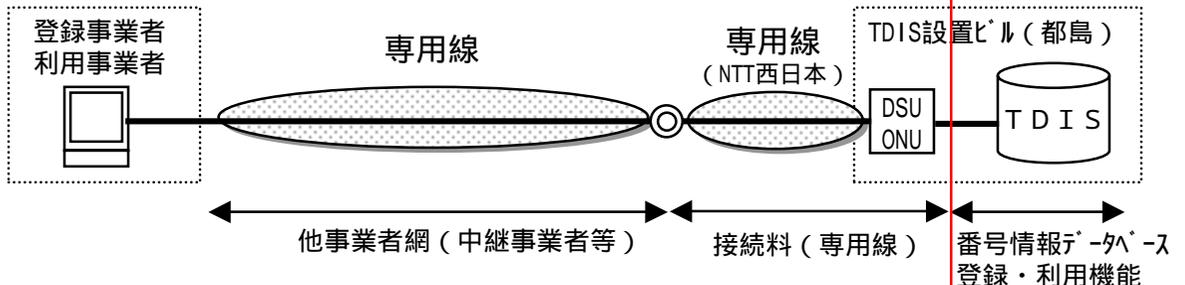
弊社の再意見

POIの位置については接続形態により異なることとなりますが、番号情報データベース登録・利用機能については、POI(1)とPOI(2)とも料金の適用範囲は同じであり、接続料も同額となっております。TDISに接続する方法については、下記に例示しており、POI(1)での接続の場合は、DSU(ONU)までを事業者に準備いただくこととなりますが、第二種電気通信事業者のみ適用するものではなく、第一種電気通信事業者の場合も同様の扱いとなり、不公平というご指摘にはあたらないものと考えます。

POI(1)



POI(2)



約款案に対する意見

「照会」事業者からの番号情報データの照会機能について、何を照会できるのか？
端末のリモート設置は利用事業者にも可能か？
使用料金は無料と考えますが如何？
についての説明をお願いします。

また、一括利用及び異動利用の接続料の各々に、照会機能の費用に相当する約5%分が含まれているが、実際に照会機能を利用しない事業者にはその部分の料金が還付されるのか否か、についても回答を頂きたい。

還付されないのであれば、利用料金から分離して、別建ての照会料金とする案を検討して頂きたい。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

照会機能は、登録側・利用側を問わずTDIS内に登録されている個々のデータ内容の現状に関する問合せに対応する機能として開発しております。

番号情報データの照会に際しては、照会元事業者の本人性の確認及び照会対象データが当該事業者の登録又は利用に係るデータであるか等、プライバシー保護を重視した運用を実施する必要があることから、その対応はTDISセンタで一元的に行います。従って、照会用端末のリモート設置を実施する考えはありません。

また、照会機能に係る業務についてはTDISデータの登録・利用に際して附带的に発生する業務であることから、TDIS料金に織り込み、登録事業者、利用事業者の別なくTDISをご利用頂く全事業者で負担頂くのが適当であると考えており、当該機能の利用が無い場合の当該機能相当費用の還付は考えておりません。

なお、弊社の番号案内、電話帳発行に係る事業経験から、照会業務の主たる発生原因がクレームによることが想定されますが、クレームを受けた事業者がTDISセンタに照会を請求し、その事業者に別建て料金を請求することは、クレームの有責事業者の特定なくして請求者負担とすることになり、公平性を欠くものと考えます。また、有責事業者へその負担を求めるとした場合には、時間や稼働が必要になるとともに、有責事業者が特定されない場合も想定されます。このような混乱を避けるため、TDISを登録・利用する事業者全体で当該コストを負担することには一定の合理性があると考えます。なお、サービス開始前において、照会に係る需要を予測して、単金化することは困難であることから当該業務についての別建て料金を設定することは現実的でないものと考えております。

約款案に対する意見

TDISを利用する事業者は、TDISを利用しない事業者よりコスト的に不利になるので、TDIS利用非契約事業者へは、法的措置を講じることを要望。

【サイネックス株式会社】

弊社の再意見

認可申請中の接続約款は、弊社電気通信設備への相互接続に係る事項について規定したものであり、弊社電気通信設備を利用をされない事業者に係る権利義務までを規定すべきものではないことをご理解願います。

約款案に対する意見

TDIS利用に対して、NTT西が適正かどうかの審査を行う際の判断の基準を明確にしていきたい。

【サイネックス株式会社】

弊社の再意見

当社がTDIS利用事業者を審査するにあたっての条件については、認可申請中の接続約款第94条の3第1項に規定しており、本項に該当しているかどうか及び該当する恐れがあるかどうかにより確認させていただきます。

<参考>

(番号情報データベース利用)

第94条の3 第1項

当社は、協定事業者(協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

(1)その協定事業者が料金表第1表第1(網使用料)2-8(番号案内機能等)第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合。

(2)その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず又は遵守しないおそれがある場合

ア 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合、料金表第1表第1(網使用料)2-8(番号案内機能等)第5欄イ欄の機能を利用する場合には、協定事業者のデータベース(電氣的なデータベース以外のデータベースを含みます。)を遅滞なく修正すること。

イ 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと(50音別電話帳の掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを提供する場合にあっては、50音別電話帳と同等の態様(逆検索機能(契約者の氏名又は名称(契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。))を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。))及びダウンロード機能(具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。))を利用できないよう技術的な必要な措置が講じられていること等を含みます。)であること等を含みます。)

ウ 協定事業者が、自ら(他社に業務を委託する場合を含みます。)電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。

エ 前条第1項第2号ウにより、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。

オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること

約款案に対する意見

「TDIS登録に関して、TDIS登録事業者が第94条の2(2)に掲げる事項を遵守しなかったことにより発生する事象については、利用事業者の責に帰する事由がない限り、利用事業者の責任により対応すること」「TDIS利用に関して、TDIS利用事業者が第94条の3(2)に掲げる事項を遵守しなかったことにより発生する事象については、登録事業者の責に帰する事由がない限り、利用事業者の責任により対応すること」、の規定を接続約款に盛り込んでいただきたい。

【NTTコミュニケーションズ株式会社】

弊社の再意見

弊社の接続約款は、弊社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続に係る接続料及び接続の条件について規定するものであり(事業法第38条の2及び接続約款第1条第1項参照)、弊社と接続する個々の他事業者との相互接続協定の内容そのものです。

従って、ご要望されるような規定を、弊社の接続約款に盛り込んだとしても、接続約款とは別にあらかじめ他事業者間で特段の定めをしていない限り、接続約款の規定をもって他事業者間の契約関係に影響を及ぼすことは困難と考えております。

ご要望されるような他事業者間の責任関係に係る規定については、当該他事業者の間で締結される契約において規定されるべきものと考えております。

約款案に対する意見

接続約款の変更申請は却下すべき

【東 健一】

弊社の再意見

TDISについては、電話帳発行及び番号案内事業を行う他事業者からのご要望に基づき、全ての事業者がより円滑に電話帳発行及び番号案内事業を行うことを可能とするとともに、競争条件の公平性を担保する観点から、弊社においてその構築を進めてきたところです。

電話帳掲載及び番号案内は、お客様の電話番号を広く開示する要望を満たす手段の一つであることから、TDIS導入により、多様な電話帳発行及び番号案内事業が行われることは有用であると考えます。

また、個人情報の取扱いについては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令の遵守義務を接続約款に規定しており、個人の権利利益を保護するよう対応しております。

以上より、TDISに係る接続約款変更案については妥当であると考えております。

約款案に対する意見

ユーザ自身がT D I Sの変更を行うべきだが、その手段が準備されていない。

【東 健一】

弊社の再意見

ユーザ自身によるT D I Sに登録された番号情報の変更を可能にするためには、他人による不正な情報検索、変更等を規制するための措置を講じたり、本人性を確認するための情報をT D I Sにおいて管理する必要が生じ、そのためのコストも必要になるため、結果的にT D I Sの利用が促進されず、番号情報ビジネスの発展を阻害することになりかねません。

なお、認可申請中の接続約款において、「登録事業者は、その契約者から契約者の番号情報を変更するよう請求された場合には、遅滞なく、T D I Sに登録された番号情報を変更しなければならない。」旨規定されていることから、ユーザ自身が契約事業者にT D I Sに登録された番号情報を変更するよう請求すれば、T D I Sに登録された番号情報を遅滞なく変更することが可能です。

約款案に対する意見

補完情報としての住所関連情報は住所コードによって提供されることになっているが、住所コードの他に漢字／読みカナを提供して頂きたい。利用事業者において別の方法で入手可能な情報ではあるが、多くの事業者で共通に利用されることより効果があるので、供給元であるTDISからの提供を要求する。

住所の通称名も読みカナは番号案内サービスで必要なもので、提供を要求する。その土地で特有な読みをしているのが通称名であり、一般にその正しい読みカナが、ユーザの問い合わせに対応するために必須であるので、通称名にもあらかじめ漢字／読みカナを付与して提供を要求する。この読みカナは登録事業者が番号情報の掲載対象加入者から入手している情報であるので、TDIS経由での提供を要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

弊社はTDIS登録事業者がTDISに登録した住所コードをTDIS利用事業者に提供いたします。TDIS利用事業者は、住所コードがあれば、そのデータを元にして漢字/読みカナに変換することが可能ですので、弊社から別途住所コード以外の情報を提供する予定はございません。

また、通称名についてのご指摘について、以下のとおり、訂正させていただきます。TDIS登録事業者はTDISに通称名の登録を行っていないため、そもそもTDISには通称名データが格納されておらず、弊社から当該データを提供することはできない旨ご理解いただきますようお願いいたします。

約款案に対する意見

今回のTDIS番号情報には、企業ユーザの職業分類情報は一切含まれていない。これは、NTT電話申込窓口でも一切企業ユーザの職業に関する情報の入手活動はしないように、TDIS導入後は事務手続きを変更されるものとする。

もし、企業ユーザの職業に関する情報の入手活動がなされたら、直ちに旧データ分も含めて、全企業の職業情報の無償提供をTDISに反映されるように担保して頂くことを要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

TDISデータへ米国と同じように「主職業分類」を提供してほしい。

【サイネックス株式会社】

弊社の再意見

TDISでは職業分類情報については扱う仕様とはなってはおりませんが、NTT電話申込窓口においても既に企業ユーザに対する職業分類の付与等のコンサルティング活動は行ってはおりません。

なお、そのような職業分類情報等については、タウンページデータベースで提供する等、ご要望に応じて提供する方向で検討し、具体的な提供方法については個別の協議により対応させていただく考えです。

<参考>

なお、米国の状況について確認させていただきましたところ、職業分類提供を義務付けられている例はないものと認識しております。

なお、米国通信法第271条にLATA間通信に地域ベル会社が進出する場合の条件として、当該電気通信事業者が番号情報を提供することが義務付けられているようですが、そこでいう番号情報には職業分類は含まれていないと聞いております。

第271条(c)(2)(B)(viii)

ベル系地域電話会社のLATA間通信サービス提供の際の「競合チェックリスト」の一環として、「他のキャリアの電話交換サービス顧客のためのホワイトページディレクトリリストの提供」を要求。

約款案に対する意見

今回の設定では、TDISセンターが西NTTにあるため、西NTTへの接続となっている。しかしながら、別会社である東NTTにも接続義務は発生するため、東NTTと接続を行うことを認めるべきである。東NTTは他事業者との接続点を設けるべきであり、その際西NTTに業務委託を行っていたとしても、東西間伝送路関連費用はNTTが負担することを要求する。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

TDISへの接続において、接続POIまでの設備については事業者で準備いただくこととなりますが、その調達方法は事業者で決定しているものと考えております。JMS様もNTT東日本様もTDIS利用事業者として同様であり、設備の準備についてもそれぞれ用意いただくことになると考えております。

また、弊社と標準的な接続箇所にPOIを設置する他、技術的に可能であれば標準的な接続箇所以外の箇所にPOIを設置することも可能であります。この場合、POIの位置は事業者間の協議等により決定されるものと考えます。

なお、接続POIまでの設備にかかるコストについては、番号情報データベース登録・利用機能には含まれていないことを申し添えます。

約款案に対する意見

サービス品質(レスポンス時間、異動更新間隔など)についての保証値を明確に定義して頂きたい。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

抽出した情報を利用事業者様に提供可能とするタイミングは、抽出・提供される情報量により左右されるため、客観的に明示することは困難です。

なお、運用の実際に当たっては個別の利用事業者の利用形態等を勘案し、協議の中で個別に対応させていただきたいと考えております。

約款案に対する意見

NTTのみがサービス提供を早く受けるということではなく、これから申込みをする利用事業者であっても同時期にサービス開始できるよう対応していただきたい。

【日本マルチメディアサービス株式会社】

弊社の再意見

弊社は、弊社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続に係る接続料及び接続の条件について接続約款を規定しておりますがその接続の条件は、弊社が、弊社の指定電気通信設備に弊社の電気通信設備を接続する場合の条件と比較して不利なものでないことを明確に定めており(接続約款第1条第1項参照)、接続約款が認可され発効するまでに、弊社のみがTDISを利用することはありませんし、特定の事業者だけがTDISを利用することはありません。

また、具体的にご要望いただければ、接続約款の認可・発効後速やかにサービス開始いただけるよう、あらかじめ事前調査等の所要の手続きを進めさせていただきたいと考えております。

ただし、TDISの利用に関しては、他事業者から接続要望をいただき、上記の所要の手続きを経て相互接続協定を締結した後に、順次接続を開始することになるため、弊社のTDIS利用開始時期とTDIS利用事業者の利用開始時期との同期を確保するためには、全ての利用事業者の接続開始時期を一致させる必要があり、そのような制限を課すことは、各事業者のご要望に応じた相互接続を推進する観点から非現実的であると考えております。